

監査公表第 3 号

地方自治法第199条第4項の規定に基づき、都市整備部に係る定期監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を別紙のとおり公表する。

平成30年 1 月15日

敦賀市監査委員	安	久	彰
同	中	村	淳
同	山	崎	法 子

平成 29 年度都市整備部に係る定期監査結果報告

1 監査の実施日

平成 29 年 10 月 26 日（木）

2 監査の対象

都市整備部〔都市政策課、新幹線整備課、産業団地整備課〕（以下「各課等」という。）に係る財務に関する事務の執行及び事業の管理状況

3 監査の方法

監査は、あらかじめ提出を求めた調書及び関係諸帳簿を照合し、必要に応じ関係職員の説明を聴取して、財務及び事務事業の執行管理が適正に行われているか否かについて確認を行った。

4 監査の結果

各課等における予算の執行及び事務処理は、おおむね適正に行われているものと認められたが、次の事項については、引続き必要な措置を講じられたい。

（1）超過勤務手当の事務処理について

超過勤務処理簿及び実績報告書の誤った記載があり整合性が取れていないものがあつたため、実績を確認し、算出に遺漏のないよう留意していただきたい。

（2）指定管理料について

指定管理施設については、利用者拡大に向け創意工夫のもと取り組んでいたところであるが、指定管理料については、施設管理における計画において、人件費率の目標設定を定める等更なる工夫を行い、施設サービスの充実と会計の透明化に努めていただきたい。